

みらい創生取組一覧

資料1

取組NO	改革項目	着手事項	目指す姿	取組			取組指標				取組状況への評価・課題	今後の取組方針
				令和5年度(実績)	令和6年度(実績)	令和7年度(見込)	指標	令和5年度(実績)	令和6年度(実績)	令和7年度(見込)		
1	1-(3) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進	まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進	・人口増に資する施策を検討・実現させ、より一層充実させることで、市全体に活力が生まれる未来志向の改革を推進	・第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の主旨に基づき、各部の取組を進めた。 ・「民間事業者省エネルギー設備等導入事業費補助金」に取り組んだ。	・第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間が満了するため、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略や第6次高槻市総合計画を踏まえ、第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定した。	・地方創生に係る国の動向を注視しながら、第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の主旨に基づき、各種取組を進める。	・総合戦略に基づき進捗管理を行う具体的な施策・事業数 ・人口の社会増減数	44件	46件	46件	・第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、各部において取組を進めながら、進捗管理を実施した。人口については、前年に引き続き令和6年も社会増を達成するなど、これまでの取組の効果が表れてきている。令和7年度以降については、第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた目標の達成に向けて各種取組を進めていく。	・地方創生に係る国の動向を注視しながら、第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の主旨に基づき、各種取組を進める。
2	1-(3) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進 3-(4) 補助金の適正化	創エネ、省エネ機器の補助メニューの見直し	・市内の創エネ・省エネ機器の普及促進を図り、市域における温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で30%削減を実現し、環境基本計画で掲げる望ましい環境像である「地球規模で考え、身近なことから行動するまち」を目指す。	・「エコハウス補助金」の補助金額を見直し、これに取り組んだ。 ・「民間事業者省エネルギー設備等導入事業費補助金」に取り組んだ。 ・「集合住宅省エネルギー改修補助金」に取り組んだ。	・「エコハウス補助金」の募集件数を見直し、これに取り組んだ。 ・「民間事業者省エネルギー設備等導入事業費補助金」に取り組んだ。 ・「集合住宅省エネルギー改修補助金」に取り組んだ。	・「エコハウス補助金」に取り組む ・「民間事業者省エネルギー設備等導入事業費補助金」に取り組む。 ・「集合住宅省エネルギー改修補助金」に取り組む。	・「エコハウス補助金」補助件数 ・「民間事業者省エネルギー設備等導入事業費補助金」補助件数 ・「集合住宅省エネルギー補助金」補助件数	172件	168件	224件	・「エコハウス補助金」については、コンスタントに活用され住宅の省エネ化に一定の効果を挙げている。 ・「民間事業者省エネルギー設備等導入事業費補助金」については、コンスタントに活用され市内事業場の省エネ化に一定の効果を挙げている。 ・「集合住宅省エネルギー補助金」については、令和6年度は相談が数件あったものの、応募が0件であったため、引き続き周知を図っていく必要がある。	省エネ・再エネに係る補助金制度としては個人向け・事業者向け・集合住宅向けとメニューを揃え幅広く利用できる制度があるため、今後は適宜補助要件を見直しながら、より高い効果を目指して運用する。
3	1-(3) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進	がん対策事業の更なる充実	・胃がん検診への胃内視鏡検査導入を自己負担額無料により行うことで、次世代を見据えた胃がん等の疾病対策を更に推進し、医療環境を向上させることで、健康寿命を延伸 ・本事業を始めとする各種保健施策を効果的にPRし、定住人口増加に寄与する。	・個別通知、セット検診、保育付き検診の実施、がん検診の無料化を継続し、医師会・医療機関と連携して安全で質の高い検診を市民に提供するとともに、検診精度管理を実施 ・胃がん対策については、胃がん検診における胃内視鏡検査を継続して実施するとともに、成人ピロリ菌検査や中学生ピロリ菌対策事業を同様に実施	・個別通知、セット検診、保育付き検診の実施、がん検診の無料化を継続し、医師会・医療機関と連携して安全で質の高い検診を市民に提供するとともに、検診精度管理を実施 ・胃がん対策については、胃がん検診における胃内視鏡検査を継続して実施するとともに、成人ピロリ菌検査や中学生ピロリ菌対策事業を同様に実施	・個別通知、セット検診、保育付き検診の実施、がん検診の無料化を継続し、医師会・医療機関と連携して安全で質の高い検診を市民に提供するとともに、検診精度管理を実施 ・胃がん対策については、胃がん検診における胃内視鏡検査を継続して実施するとともに、成人ピロリ菌検査や中学生ピロリ菌対策事業を同様に実施予定	・がん検診受診率 ・がん精密検査受診率	肺がん 男6.9%、女13.8% 胃がん 男7.1%、女9.4% 大腸がん 男5.2%、女11.4% 子宮頸がん 25.2% 乳がん 17.3%	肺がん 10.2% 胃がん 7.9% 大腸がん 8.1% 子宮頸がん 25.7% 乳がん 18.1%	やや増加する見込み	・子宮頸がん・乳がん検診で、受診率が向上している。がん精密検査受診率については、高い受診率を維持している。	・引き続き受診勧奨に努める。また、精検未受診者への働きかけを積極的に行っていく。
4	1-(3) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進 3-(5) 外部化の推進 3-(1) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的化の推進)	より良い教育・保育環境の整備に向けた認定こども園配置計画の推進	・公立施設において増大する保育需要と、公立幼稚園の入園児の減少等の様々な諸課題のうち、早期に対応すべき課題の解決に向けて計画を策定し、より良い就学前の教育・保育環境を整備	①富田認定こども園について、運営主体である(社福)高槻市社会福祉協議会が旧富田保育所跡地に新園舎を整備する期間中に使用する仮園舎を旧富田幼稚園地内に引き続きリースにて設置した。 ②前年度に引き続き、公立施設において受入れ可能な3歳の枠を活用し、地域型保育事業所の卒園児を優先的に受け入れるとともに、地域型保育事業所を対象とする研修を実施し、保育の質の向上を図った。	・高槻市立就学前児童施設の在り方に関する基本方針に基づき令和6年6月に「第3次高槻市立認定こども園配置計画」(計画期間:令和7年度～11年度)を策定し、以下3つの取組項目に着手することを決定した。 ①公立幼稚園5園における3年保育(1号認定)の実施 ②公立保育所及び公立幼稚園の認定こども園化 ③その他公立施設の民営化計画の検討	①公立幼稚園5園における3年保育(1号認定)を実施 ②芥川・阿武野認定こども園化に向けて給食室等整備及び、北清水・松原認定こども園化に向け、実施設計、内部改修を実施。また、令和9年度に民営認定こども園化を予定している着手保育所について、事業者の選定に関する必要事項について調査・審議を行うため、選定委員会を開催する。 ③引き続き、その他公立施設の民営化計画の検討を行う。	・市立就学前児童施設の数 財政効果額	26施設	26施設	25施設	・「第3次高槻市立認定こども園配置計画」に示した3つの取組項目について計画期間での完了を目指し、着実に進めている。	・引き続き計画を周知するとともに取組を進める。
5	1-(3) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進	企業主導型保育事業の活用	・今後も保育需要の増加が見込まれる中で、本事業における地域枠等を活用し、歳出の抑制を図りながら、利用保留児童の解消に努める。	・事業者による利用保留児童の受入れ及び病児保育の実施、小規模保育事業所の連携施設としての活用促進、認可保育施設従事者(従事予定者)の児童の受入れ促進、及び相談窓口での案内促進。	・事業者による利用保留児童の受入れ及び病児保育の実施、小規模保育事業所の連携施設としての活用促進、認可保育施設従事者(従事予定者)の児童の受入れ促進、及び相談窓口での案内促進。	・事業者による利用保留児童の受入れ及び病児保育の実施、小規模保育事業所の連携施設としての活用促進、認可保育施設従事者(従事予定者)の児童の受入れ促進、及び相談窓口での案内促進。	・市と協定を締結した事業実施施設数	3か所	3か所	3か所	・定員枠にして87枠の児童受入枠(病児3名・病後児3名の保育受入枠含む)を確保し、利用保留児童の受入れ及び病児・病後児保育事業の実施が行われた。また、小規模保育事業所との連携について、8枠の小規模優先枠を確保し、加えて合同保育・合同研修の実施、代替保育の提供等も行われている。	・取組を継続するとともに、認可保育施設従事者(従事予定者)の児童について、各企業主導型施設において優先的な受入れが可能である旨の周知を行い、利用保留児童受入数の増加を図る。
6	1-(3) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進	安満遺跡公園を活用したにぎわいの創出	・ポテンシャルの高い立地特性をいかし、市民・企業等による多彩なイベントや活動等が行われることで、市内はもとより市外からも多くの来園者が訪れ、にぎわいが創出され交流人口が増加	・指定管理者や他団体による魅力的なイベントの実施を推進した。	・指定管理者や他団体による魅力的なイベントの実施を推進した。	・指定管理者や他団体による魅力的なイベントの実施を推進する。	・安満遺跡公園におけるイベントの実施数	431回	487回	400回	・指定管理者や他団体による魅力的なイベントの実施を推進することで、市内外から多数の来園者が訪れている。	・指定管理者や他団体による魅力的なイベントの実施を推進する。
7	1-(3) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進 2-(1) 新たな財源の創出	高槻インターチェンジや幹線道路整備に伴う新市街地の形成	・将来にわたって持続可能な都市経営を行っていくため、土地区画整理事業等の面的整備により、多様な都市機能が集積した拠点性の高い市街地を形成する。	(成合南地区) 土地区画整理組合への技術的支援等 (前島地区) 土地利用検討、地元まちづくり活動支援	(成合南地区) 土地区画整理組合への技術的支援等 (前島地区) 自治会との意見交換	(成合南地区) 土地区画整理組合への技術的支援等 (前島地区) 自治会との意見交換	・企業進出状況(成合南地区) ・土地区画整理事業の進捗率(成合南地区)	4社	9社	9社	(成合南地区) 組合施行の土地区画整理事業による道路・公園等の公共施設整備が令和4年度に完了し、その後、インターチェンジの利便性をいかした企業が順次進出するなど新たな拠点が形成された。 (前島地区) 令和6年度は、自治会と意見交換を行った。	・前島地区では、大阪府による道路整備の動向を注視するとともに、地域主体のまちづくり活動の熟度に応じて、道路整備と合わせた沿道のまちづくりに取り組む。
8	2-(1) 新たな財源の創出 1-(3) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進	企業立地促進による税収の増	・企業立地促進条例に基づく奨励制度の活用等を通じて、市内及び設備の更新による事業所税、固定資産税等の税収増加を図る。	・企業立地奨励金により企業の事業所の新設等を支援し、建物及び設備の更新による事業所税、固定資産税等の税収増加を実現した。	・企業立地奨励金により企業の事業所の新設等を支援し、建物及び設備の更新による事業所税、固定資産税等の税収増加を実現した。	・企業立地奨励金により企業の事業所の新設等を支援し、建物及び設備の更新による事業所税、固定資産税等の税収増加を図る。	・企業立地促進制度の指定事業所(件数) 財政効果額	43件 ※制度開始(H18)からの累計	45件 ※制度開始(H18)からの累計	47件 ※制度開始(H18)からの累計	・市内に産業用地が少ない本市の特性を踏まえ、企業立地に繋がる可能性のある市有地や企業跡地、開発計画等に関する情報を収集し、企業立地の実現を図る必要がある。	・企業と連携するイベントやビジネスコーディネーター事業による企業ヒアリング情報等、あらゆる機会を捉えて企業立地につながる情報を得て、新たな企業立地の実現を図る。

取組NO	改革項目	着手事項	目指す姿	取組 令和5年度(実績)	令和6年度(実績)	令和7年度(見込)	取組指標 指標	令和5年度(実績)	令和6年度(実績)	令和7年度(見込)	取組状況への評価・課題	今後の取組方針
9	2-(1) 新たな財源の創出	市内企業の新規事業や事業拡大のための設備更新支援	・市内企業の新規事業や事業拡大のための設備更新を支援することで、ものづくり企業の生産性の向上による経営基盤の安定化を促進するとともに固定資産税などの市税収入の増加を図る。 ・機械装置はその耐用年数ごとに、取得後数年間かけて価値を減少させていくことから、複数年にわたり税収をもたらす。また、設備投資の増強は、売上拡大や新たな雇用の創出につながることから法人市民税を始めとする各種の税収増にもつながるほか、地域経済に好循環を生み出す。	・ビジネスコーディネーターの取組として、国の「ものづくり補助金」の申請支援を行い、企業の設備更新による固定資産税等の税収を確保した。	・ビジネスコーディネーターの取組として、国の「ものづくり補助金」等の申請支援を行い、企業の設備更新による固定資産税等の税収増を図った。	・ビジネスコーディネーターの取組として、国の「ものづくり補助金」等の申請支援を行い、企業の設備更新による固定資産税等の税収増加を図る。	・設備更新支援の実施件数	1件	制度紹介・支援:3件(うち採択:0件)	3件	・令和6年度見込3件に対して実績は3件。 国による「ものづくり補助金」等の制度は、経済情勢等により採択方針や審査内容の難易度が変動するため、時期に応じた情報提供と支援を行う必要がある。	・ビジネスコーディネーターによる企業訪問やヒアリング等を通じた企業との緊密な関係構築を通じて、市内企業の新規事業や設備更新等の促進を図る。
10	2-(1) 新たな財源の創出	中小企業への生産性向上支援事業	・中小企業の労働生産性向上を実現するという法の目的は、本市中小企業施策と合致するものであることから、中小企業の生産性向上投資を強力に後押しし、労働生産性を向上させる。	・中小企業が策定した「先端設備等導入計画」の認定を行った。	・中小企業が策定した「先端設備等導入計画」の認定を行った。	・中小企業が策定した「先端設備等導入計画」の認定を行う。	・「先端設備等導入計画」の認定を行った企業数	15社	6社	6社	・令和6年度見込10件に対して実績は6件。 物価・エネルギー費用の高騰等による設備投資への下押し圧力の影響等から、新規認定については前年度を下回る実績となった。 他方で、一定数の市内企業が制度活用を通じて設備投資を行ったことから、中小企業の生産性向上に寄与したものと考えられる。	・令和7年度より、本制度に基づき賃上げ表明を行う場合に2年間の固定資産税の特例措置が実施されたことを受け、引き続き制度周知を通じた中小企業の設備投資促進による生産性向上を図る。
11	2-(1) 新たな財源の創出 3-(1) 施設等の有効活用(統廃合、多機能・多目的化の推進)	民間事業者による収益施設の設置	・民間事業者が運営する収益施設を安満遺跡公園及び高槻城公園内に設けることで、使用料収入に伴う維持管理費の縮減や、公園の魅力を向上させる。	・民間事業者による店舗営業と協力しながら公園の魅力向上に努めた。	・民間事業者による店舗営業と協力しながら公園の魅力向上に努めた。	・民間事業者による店舗営業と協力しながら公園の魅力向上に努める。	・決定した出店者数(累積)	6店舗	6店舗	6店舗	・使用料収入に伴う維持管理費の縮減や、公園の魅力向上に寄与した。	・安満遺跡公園及び高槻城公園の民間事業者による店舗営業と協力しながら公園の魅力向上に努める。
12	2-(1) 新たな財源の創出	公園施設へのネーミングライツや企業広告等の導入	・安満遺跡公園を始めとして、ネーミングライツや案内板等への企業広告、デジタルサイネージなどを導入し、公園運営のための財源を確保 ・市民や企業からベンチや植樹の寄附を募り、同公園に対して愛着を持ってもらう	・高槻城公園整備事業において、ネーミングライツや企業広告等の導入の検討を行った。	・高槻城公園整備事業において、ネーミングライツや企業広告等の導入の検討を行った。	・引き続き、高槻城公園整備事業において、ネーミングライツや企業広告等の導入の検討を行う。	・ネーミングライツ事業者数	4社	4社	4社	・安満遺跡公園においては、ネーミングライツ収入により維持管理経費の縮減に寄与した。	・「公園経営」の視点も持ちながら、「市民とともに育てつづける」公園づくりに取り組む。
13	2-(1) 新たな財源の創出	ふるさと寄附金推進事業	・本市の魅力あるまちづくりを応援しようとする個人または団体から寄附金を募り、財源の確保を行う。	725,558,317円	793,631,656円	800,000,000円	・ふるさと寄附受入額	725,558,317円	793,631,656円	800,000,000円	・本制度は、寄附者が寄附先を選択する動機として、返礼品に依るところが大きく、お肉や果物、野菜、魚等の特産品を保有する自治体に寄附が集まる傾向にある。 そのため、本市のような都市型の自治体は、寄附金の受入に苦慮している状況であるが、この様な状況下でいかに寄附を集めていくかが課題である。	・新規返礼品の導入 ・寄附者に訴求力の高い寄附申込サイトづくり ・メルマガや広告等を活用しPR ・リピーター獲得に向けた取組 ・関係人口の創出及び地域経済の活性化
14	2-(1) 新たな財源の創出	エネルギーセンターにおける高効率こみ発電の導入	・平成31年4月からは、第三工場で4,300kWの高効率こみ発電を導入する。また第二工場はこれまでどおりこみ発電を継続することにより、売電の増加と買電の減少を達成する。また、第三工場バイオマス由来の電力は再生可能エネルギーの固定買取制度(FIT制度)の適用を受け、更なる歳入の増加を行う。	エネルギーセンターにおける高効率こみ発電の導入	エネルギーセンターにおける高効率こみ発電の導入	エネルギーセンターにおける高効率こみ発電の導入	買電額 売電額	(買電額) 【令和5年度】 電力購入額 33,508千円 【平成29年度】 電力購入額 58,161千円 (売電額) 【令和5年度】 電力売却額 381,661千円 【平成29年度】 電力売却額 76,582千円	(買電額) 【令和6年度】 電力購入額 35,395千円 【平成29年度】 電力購入額 58,161千円 (売電額) 【令和6年度】 電力売却額 220,668千円 【平成29年度】 電力売却額 76,582千円	(買電額) 【令和7年度(見込)】 電力購入額 41,682千円 【平成29年度】 電力購入額 58,161千円 (売電額) 【令和7年度(見込)】 電力売却額 158,006千円 容量価値売却額 20,608千円 【平成29年度】 電力売却額 76,582千円	・高効率発電を有する第三工場を基幹工場とし、こみ焼却で発生するエネルギーをより多く電気として利用することができた。	・現在の施設運用を継続する。また、発電設備に対する新たな容量価値取引に対応し、歳入確保を図る。
15	2-(2) 公有財産処分・貸付の推進 3-(1) 施設等の有効活用(統廃合、多機能・多目的化の推進)	公共施設等の最適化の推進	・公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画を策定し、計画に沿って適切に維持管理・更新を行い、施設等の有効活用を推進する。 ・土地・建物の異動、使用状況、今後の計画などの情報を遅滞なく総合的に集約し、資産の利活用、特に貸付けや売却などといった積極的な公有財産の活用・処分を実現	・公共建築物に係る個別施設計画の進捗管理を実施した。 ・新型コロナウイルスの経済影響を勘案しながら、具体的な売却に向けた検討を実施。 ・固定資産台帳の活用検討 ・不用財産の払下げ・貸付けの実施	・公共建築物に係る個別施設計画の進捗管理を実施した。 ・具体的な売却に向けた検討を実施。 ・固定資産台帳の活用検討 ・不用財産の払下げ・貸付けの実施	・公共建築物に係る個別施設計画の進捗管理を実施する。 ・個別施設計画を更新する。 ・具体的な売却に向けた検討を実施。 ・固定資産台帳の活用検討 ・不用財産の払下げ・貸付けの実施	・普通財産の処分件数・処分額 ・入札による飲料用自動販売機設置数・貸付額 ・未利用地の数・面積	処分件数:45件 処分額:61,711千円 件数:20施設25台 貸付額:10,273千円 25件、16,128.04㎡	処分件数:21件 処分額:15,513千円 件数:20施設25台 貸付額:10,273千円 23件、19,620.53㎡	未定 件数:19施設23台 貸付額:9,833千円 未定	・施設所管課及び関係所管課と情報共有を図り、「公共施設等総合管理計画」に基づく「個別施設計画」の進捗管理を実施した。また、PDCAを実施するための全庁的な仕組みを構築した。さらに、公有資産の利活用に向けて取り組んだ。 ・令和6年度については、21件の普通財産の処分を実施する等、積極的な公有財産の活用・処分を行った。	・長期的な視点で計画的に公共建築物の更新・統廃合・長寿命化などを行い、財政負担の軽減・平準化を図るため、公共施設等総合管理計画及び公共建築物最適化方針に基づいた具体の対応方針である個別施設計画の進捗管理を行い、計画に基づく取組を推進するとともに必要に応じて計画の更新を行う。 ・未利用地の処分や活用にあっては、個別の状況も踏まえた上、費用対効果を見込みながら、基本的には積極的な売却いや貸付け、活用を図っていく。
財政効果額								329,732,000円	166,852,000円	118,511,000円		
財政効果額								71,984,000円	25,786,000円	未定		

取組NO	改革項目	着手事項	目指す姿	取組			取組指標	取組状況への評価・課題			今後の取組方針	
				令和5年度(実績)	令和6年度(実績)	令和7年度(見込)	指標	令和5年度(実績)	令和6年度(実績)	令和7年度(見込)		
16	2-(2) 公有財産処分・貸付の推進	公有財産の貸付・売却等の推進	・土地・建物の異動、使用状況、今後の計画などの情報を遅滞なく総合的に集約し、資産の活用、特に貸付けや売却などといった積極的な公有財産の活用・処分を実現	・新型コロナウイルスの経済影響を勘案しながら、具体的な売却に向けた検討を実施。 ・固定資産台帳の活用検討 ・不用財産の払下げ・貸付けの実施	・具体的な売却に向けた検討を実施。 ・固定資産台帳の活用検討 ・不用財産の払下げ・貸付けの実施	・具体的な売却に向けた検討を実施。 ・固定資産台帳の活用検討 ・不用財産の払下げ・貸付けの実施	・普通財産の処分件数・処分額 ・入札による飲料用自動販売機設置数・貸付額 ・未利用地の数・面積	取組№15と同じ			・令和6年度については、21件の普通財産の処分を実施する等、積極的な公有財産の活用・処分を行った。	・未利用地の処分や活用にあつては、個別の状況も踏まえた上、費用対効果を見込みながら、基本的には積極的な売払いや貸付け、活用を図っていく。
17	2-(3) 課税対象の的確な把握と滞納処分の徹底、不納欠損額の縮小	課税対象の的確な把握による収収の確保	・生命保険会社等から個人に対し支払われた一時金や報酬等について、支払者より提出されている法定調書を取得・調査の上、住民税の賦課決定を行い、新規課税額の増加を推進。その上で、申告の義務違反に対する申告指導を実施し、未申告者の縮減に努める。	・法定調書の入手 ・申告指導の実施 ・賦課決定	・法定調書の入手 ・申告指導の実施 ・賦課決定	・法定調書の入手 ・申告指導の実施 ・賦課決定	・個人住民税の未申告調査に基づく新規課税額	15,481千円	13,712千円	約11,000千円	・毎年取り組む中で、実施手法の効率化、省力化を図っており、円滑に事務を遂行できている。 一方で、調査に伴う申告指導により未申告者の翌年以降の手続適正化が進むこと等で、調査対象の母数は今後通減するものと見込んでいる。そのため、今後は事務コストと取組成果の均衡について留意する必要がある。	・引き続き法定調書を活用した課税対象把握を適切に実施することはもとより、事務コストと取組成果の均衡を適正に保つため、更なる実施手法の省力化や法定調書の活用について検討を進める。
							財政効果額	15,481,000円	13,712,000円	約11,000,000円		
							約76,700千円	約63,900千円	(不測)			
18	2-(3) 課税対象の的確な把握と滞納処分の徹底、不納欠損額の縮小	債権管理体制の強化	・「対象事業を営むもの、対象資産を有するもの」の申告は義務であり、正当な理由なく申告しないのは義務違反である。よって、税務職員が行うことは申告折衝ではなく、義務違反に対する申告指導である。」というスタンスに立ち、未申告者縮減の取組を計画的に行い、新規課税額を増加。	・所管税目について引き続き調査や資料収集等を実施 ・申告指導勧奨、指導後未申告で国税資料等での裏付けがある場合には職権で決定課税 ・既申告内容に疑義があると推測される者へ修正申告の指導勧奨、指導後未修正の場合で国税資料等での裏付けがある場合には職権で決定課税、増額更正	・調査、資料収集等 ・未申告者へは申告指導勧奨、既申告内容に疑義があると推測される既存申告者へは修正申告指導勧奨 ・指導後も未申告や未修正の場合で、国税資料等の裏付けがある場合には職権で決定課税、増額更正	・調査、資料収集等 ・未申告者へは申告指導勧奨、既申告内容に疑義があると推測される既存申告者へは修正申告指導勧奨 ・指導後も未申告や未修正の場合で、国税資料等の裏付けがある場合には職権で決定課税、増額更正	・所管税目(固定資産税償却資産、法人市民税、事業所税、入湯税等)に係る未申告者調査等による新規課税金額	約76,700千円	約63,900千円	(不測)	・平成28年度から本取組を開始し、令和元年度から令和5年度までの5年間で2億8,900万円の実績効果を上げてきた結果、新たな未申告者把握に伴う遡及課税件数・税額は減少しつつある。この取組において把握し指導した未申告者はその後は毎年度通常に申告提出する者となり、前年度実績を元に翌年度以降適正化され、課税額が着実に増加していくこととなる。	・取組内容の推進と強化 引き続き適正な申告に向けた取組を実施 既存申告内容の精査修正から増額更正につなげる取組を実施
							財政効果額	約76,700,000円	約63,900,000円	(不測)		
							約76,700,000円	約63,900,000円	(不測)			
19	2-(3) 課税対象の的確な把握と滞納処分の徹底、不納欠損額の縮小	滞納処分と公売の促進	・不動産公売を実施することで市税債権の確保を図るとともに、その抑制効果により納付意識を高め、新たな滞納発生を防止	・債権管理の一層の適正化や不納欠損額の縮減等に向けた取組を実施 ・一部の業務(財産調査、現地訪問、相続人調査等)を集約して実施 ・債権の移管を受け、法的措置や徴収業務の実施 ・外部講師による研修の実施	・債権管理の一層の適正化や不納欠損額の縮減等に向けた取組を実施 ・一部の業務(財産調査、現地訪問、相続人調査等)を集約して実施 ・債権の移管を受け、法的措置や徴収業務の実施 ・外部講師等による研修の実施	・債権管理の一層の適正化や不納欠損額の縮減等に向けた取組を実施 ・一部の業務(財産調査、現地訪問、相続人調査等)を集約して実施 ・債権の移管を受け、法的措置や徴収業務の実施 ・外部講師等による研修の実施	・税外債権の不納欠損額	139,676,669円	147,544,221円	未定	・評価については、債権所管課に対して、ヒアリングや研修等により指導・支援を行うことで、債権管理業務のスキルを向上させ、債権管理の効率化と適正化を図れた。また、市税の徴収ノウハウを活用して税外債権の徴収困難債権を徴収・整理することで、所管課では徴収困難であった滞納の解消が図れた。 ・課題については、引き続き債権所管課への支援や指導を行いながら、徴収困難な税外債権の徴収強化を図る必要がある。	・債権所管課に対して、ヒアリングや研修等を通じて、所管課へ債権管理の適正化を推進させるとともに、より効果的な指導や支援を検証する。また、市税の徴収ノウハウを活用して、税外債権の徴収困難債権の移管を受け、法的措置を中心とした徴収強化を引続き実施する。
							・税外債権の滞納額	1,806,024,532円	1,803,110,753円	未定		
20	2-(3) 課税対象の的確な把握と滞納処分の徹底、不納欠損額の縮小	滞納処分と公売の促進	・不動産公売を実施することで市税債権の確保を図るとともに、その抑制効果により納付意識を高め、新たな滞納発生を防止	・不動産差押中の案件のうち、他に解決の見込みがないものについて不動産公売を軸に折衝を継続し自主納付により解決	・不動産差押中の案件のうち、他に解決の見込みがないものについて不動産公売を軸に折衝を継続し自主納付により解決	・不動産差押中の案件のうち、他に解決の見込みがないものについて不動産公売を実施予定	・不動産公売実施件数	0件	0件	1件	・平成28年度に不動産公売に関する事務をマニュアル化し、不動産公売を実施。その後、マニュアルを活用し事務のノウハウ継承に努め、徴収業務の1つの手法として不動産公売が定着した。これにより不動産公売による直接的効果だけでなく、その抑制効果により納税意識を高め新たな滞納発生を防止している。	・今後も継続して適宜不動産公売を実施していく。
20	2-(4) 受益者負担の見直し(使用料・手数料等)	施設使用料等の検証及び見直し	・施設等使用料や各種手数料の適正化により歳入確保が図られ、みらい創生が進められている。	・引き続き使用料の現状について情報収集を行うとともに検討を行った。	・引き続き使用料の現状について情報収集を行うとともに検討を行った。	・使用料等について現状の把握及び検証に取り組むとともに、使用料・手数料の算定基準の明確化について検討する。	—	—	—	—	・引き続き使用料の現状について情報収集を行うなどの準備を進めた。	・使用料・手数料の算定基準の明確化にかかる検討を進める。
21	3-(1) 施設等の有効活用(統廃合、多機能・多目的化の推進)	市営住宅建替事業へのPFI制度導入	・老朽化が著しくかつ耐震性に課題のある市営富寿栄住宅の建替事業を推進し、良好なセーフティネット住宅を供給する。 ・実施にあたっては、民間のノウハウ、技術力、資金力を活用したPFI事業手法を検討し、地域の活性化にもつながる建て替えを目指す。	・PFI事業契約に基づく建替事業の推進(1次建設工事、1次移転及び2工区設計等)	・PFI事業契約に基づく建替事業の推進(1次建設工事、2工区設計、2工区建設工事等)	・PFI事業契約に基づく建替事業の推進(2工区建設工事、2次移転、2次解体工事等)	—	—	—	—	・富寿栄住宅建替事業について、PFI事業者により解体工事、設計、建設工事等を実施した。これらに対しPFI事業契約に従い、モニタリングを行ったところ、適正に実施されており、効率的かつ効果的に事業が進められていることを確認した。 ・課題としては、入居者に丁寧な移転等の説明を行うとともに近隣住民などの意見等にも適切に対応し、ご理解・ご協力が得られるように努め、円滑な事業進捗を図る必要がある。	・締結したPFI事業契約に基づき、建替事業を実施していく。
							財政効果額	令和2～8年度 約1,670,000,000円				
22	3-(1) 施設等の有効活用(統廃合、多機能・多目的化の推進)	萩之庄・梶原地域における新市街地の形成による市税収入の増加	・当該地域が高機インターチェンジや高機東道路の開通等により交通利便性が高まっており、この地域特性をいかしたまちづくりを進めることが重要であることから、新たな市街地形成について、関係機関と意見交換を行い、将来にわたって持続可能な都市経営を行っていくため、多様な都市機能が集積した拠点性の高い市街地を形成する。	・新たな土地利用の検討 ・鉄道事業者等との意見交換の実施	・新たな土地利用の検討 ・鉄道事業者等との意見交換の実施	・新たな土地利用の検討 ・鉄道事業者等との意見交換の実施	—	—	—	—	・令和6年度は、新たな市街地形成について鉄道事業者と意見交換を行った。	・鉄道事業者の経営回復の状況等を踏まえ、引き続き、鉄道事業者と新市街地の形成等について意見交換を行う。
							2-(1) 新たな財源の創出	—	—	—	—	
23	3-(1) 施設等の有効活用(統廃合、多機能・多目的化の推進)	義務教育学校の整備に向けた取組について	・施設一体型を含む義務教育学校を設置し、義務教育9年間の一貫性・連続性のある教育活動を実施することで、これまでの連携型小中一貫教育の効果をさらに高め、児童生徒の学力の向上や豊かな人間性の育成を目指す。	・義務教育9年間の一貫性・連続性のある教育活動を実施するため、義務教育学校の設置を含むこれからの学校教育の在り方を検討いただく審議会等の立ち上げに向けて、準備・検討を進めていく。	・学校教育審議会を6回開催し、本市の義務教育学校設置の在り方について、調査及び審議を行った。	・本市の義務教育学校設置の在り方について、調査及び審議を行う。	—	—	—	—	・義務教育9年間の一貫性・連続性のある教育活動を通じて、児童生徒の学力向上や豊かな人間性の育成を目指すため、義務教育学校の設置について、学校教育審議会での審議を踏まえた検討を進めた。	・学校教育審議会を適正かつ円滑に運営し、審議会での審議を踏まえ、義務教育学校について検討を進める。
							1-(3) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進	—	—	—	—	
	3-(5) 外部化の推進											

取組 NO	改革項目	着手事項	目指す姿	取組			取組指標				取組状況への評価・課題	今後の取組方針
				令和5年度(実績)	令和6年度(実績)	令和7年度(見込)	指標	令和5年度(実績)	令和6年度(実績)	令和7年度(見込)		
24	3-(1) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的化の推進)	学校給食の効率的な運営手法の検討	・安心・安全でおいしい給食を今後も提供するために、将来の児童生徒数の減少や学校の統廃合、学校敷地内の幼稚園の状況など、アセットマネジメントの視点も踏まえながら、親子調理方式を拡大することで、効率的・効果的に将来にわたって持続可能な学校給食を運営していく。	・これまでの具体的な検討や調査結果を踏まえた上で、短期的な視点(親子方式拡充)と中長期的な視点(給食センター方式導入)とに分けて、持続可能な学校給食の提供方法と、その実現に向けての運営手法について関係課において協議を進めた。	・持続可能な学校給食の提供方法を模索する中で、親子方式拡充のための現場調査など具体的な運営手法や実施時期について検討を進めた。 また、中長期的な視点として検討する給食センター方式の導入についても、その立地場所や費用対効果も含め検討を進めた。	・持続可能な学校給食の提供方法を模索する中で、親子方式拡充の課題等を踏まえ、給食センター方式の導入について、その立地場所や建設手法、また費用対効果も含め、関係課において連携しながら、具体的な検討を進めていく。	—	—	—	—	・老朽化する給食室の実情や課題を踏まえながら、今後も学校給食を安定して継続していくための方法を、多角的に検討することができている。	・今後の児童生徒数の推移や、義務教育学校の設置も視野に入れながら、安定的かつ合理的に学校給食の提供を継続していくための整備計画を、関係課において連携しながら策定していく。
25	3-(1) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的化の推進) 2-(4) 受益者負担の見直し(使用料・手数料等) 3-(5) 外部化の推進	摂津峡青少年キャンプ場の効率的な管理運営方法の検討	・施設の適切な管理運営と、自然豊かな摂津峡の立地をいかした魅力あるソフト事業の推進を目指して、民間活用も視野に入れた、効果的・効率的な管理運営方法を検討し、学校教育や自然体験の場として、より一層市民に親しまれるキャンプ場となるよう取り組む。	・摂津峡キャンプ場の利便性と魅力の向上に向け、集客施設としてリニューアルの検討に着手した。	・摂津峡キャンプ場の利便性と魅力の向上に向け、集客施設としてリニューアルの検討を行った。	・引き続き、摂津峡キャンプ場及びその周辺の利便性と魅力の向上に向け、集客施設としてリニューアルを検討する。	—	—	—	—	・摂津峡キャンプ場の利便性と魅力の向上に向け、民間活力の導入を検討し、集客施設としてリニューアルするための基本計画を策定した。	・摂津峡キャンプ場及びその周辺の利便性と魅力の向上に向け、民間活力の導入を検討し、集客施設としてリニューアルを図る。
26	3-(1) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的化の推進)	消防通信指令業務の共同運用(高槻市・島本町)	・消防緊急情報システムの更新に係る整備費用や、導入後の保守費用の削減を図る。	・現行システムの課題を踏まえ、事業者の実績に基づく企画力、技術力及び経験等を活かした技術提案を募り、本市のシステム構築に最も適した信頼できる事業者を選定するため、公募型プロポーザルにより事業者を決定し、契約を締結した。	消防指令システムの更新に合わせ、島本町と連携して整備を進める消防指令センターのシステムについて、令和7年度の共同運用開始に向け整備を進めた。	消防指令システムの更新に合わせ、島本町と連携して整備を進める消防指令センターのシステムについて、共同運用の開始に向けて整備を進める。	—	—	—	—	・整備状況は順調である。 ・消防指令センターの保守について、現行の内容を見直し、費用削減の検討が必要である。	・令和7年度の運用開始に向け、システム整備事業者と綿密な調整を行い、適切な整備を進める。 ・消防指令センターの保守について、現行の内容を見直し、費用削減を検討する。
27	3-(2) 生産性の向上	効率的・効果的な予算編成手法の検討	・既存事業の予算要求に際しては、全ての事業に対し、効果検証を行い、廃止、縮小、統合も含め抜本的な経費の見直しを実施し、効率的で効果的な手法による行財政運営を推進	・改革方針を踏まえた令和6年度予算編成通知を作成し、予算要求時に、各部ごとに新規拡充事業も含めて前年度を下回る目標を設定するなど、効率的・効果的な予算編成を行った。	・改革方針を踏まえた令和7年度予算編成通知を作成し、予算要求時に、各部ごとに新規拡充事業も含めて前年度を下回る目標を設定するなど、効率的・効果的な予算編成を行った。	・改革方針を踏まえた令和8年度予算編成通知を作成し、予算要求時に、各部ごとに新規拡充事業も含めて前年度を下回る目標を設定するなど、効率的・効果的な予算編成を行う。	・経常収支比率	100.2% (予算ベース)	102.8% (予算ベース)	103.2% (予算ベース)	・高齢化の進行に伴う社会保障関係費の伸びなどにより歳出が増加したことと、経常収支比率が前年度を上回るようになったが、引き続き、全事業ゼロベースでの見直しを行うなど、効率的で効果的な手法による予算編成を行う。	・改革方針を踏まえた予算編成通知を作成し、予算要求時に、各部ごとに新規拡充事業も含めて前年度を下回る目標を設定するなど、効率的・効果的な予算編成を行う。
28	3-(2) 生産性の向上 3-(3) 人件費の抑制	人事給与制度の見直し	・人事諸制度の見直しを進めることで、職員の自発的な能力の発揮を促し、モチベーションの維持・向上に努める。	・給与制度の改正内容を踏まえ、人事諸制度の見直しを行った。	・給与制度の改正内容を踏まえ、人事諸制度の見直しを行った。	・給与制度の改正内容を踏まえ、人事諸制度の見直しを行う。	—	—	—	—	・テレワークの実施要件を改めて定め、総労働時間削減に向け、週休日の勤務にかかる取り扱いを改めるなど人事諸制度の見直しを行った。	・現在の勤務実態などを考慮し、職員がモチベーションの維持・向上を図れるような人事諸制度について見直しを進めていく。
29	3-(2) 生産性の向上 3-(3) 人件費の抑制 3-(5) 外部化の推進	学校校務員体制の見直し	・学校校務員の役割を整理し業者発注との関係を明確化することで、人員配置の見直しと外部委託を適切に推進し、学校の修繕に係るトータルコストを削減	・8小学校(4中学校区)について校務員配置1名化を行った。	・3小学校について校務員配置1名化を行った。	取組終了(財政効果額のみ継続)	・学校校務員の職員数(会計年度任用職員含む)	82	79	79	令和元年度の試行を経て、令和2年度から段階的に取組を進め、計39校で校務員配置1名化を行った。	—
30	3-(2) 生産性の向上 3-(3) 人件費の抑制	働き方改革による業務の効率化の推進	・働き方改革による業務の効率化を推進し、職員数や時間外勤務の縮減と、人員体制の効率化を図る。	・取組を継続し周知を引き続き行うことで、更なる働き方の改善を図った。	・取組を継続し周知を引き続き行うことで、更なる働き方の改善を図った。	・取組を継続し周知を引き続き行うことで、更なる働き方の改善を図る。	・時間外勤務の総時間数 (一般職級) 約290,000時間 (主査級・副主幹級) 約102,500時間 2,472名 ・職員数(フルタイム)	約267,300時間 (主査級・副主幹級) 約101,700時間 2,458名	未定	2,459名	・時間外勤務時間数は、前年度と比較し減となったものの、人事院勧告に伴う給与額の引き上げの影響により、時間外手当額は増となった。	・引き続き、業務の効率化を図り、時間外勤務時間数の削減に努める。また、業務の効率化への取組を促すとともに、所属長等へのヒアリング等を通して各所属の状況を把握し、適切な職員配置に努めていく。
31	3-(4) 補助金の適正化	補助金の受当性や必要性の検証及び見直し	・補助金支出が適正に行われ、各種団体の事業が活気づいている状態を実現	・引き続き補助金の現状把握及び各所属における個別検証を行った。	・引き続き補助金の現状把握及び各所属における個別検証を行った。	・引き続き補助金の現状把握及び各所属における個別検証を行う。	—	—	—	—	・引き続き補助金の現状把握とともに、必要に応じて各所属における個別検証を行った。	・物価高騰等の影響を注視し、市として、国・府の支援策に加え、関連する補助金事業等を展開するなど、独自の支援策も打ち出して別の形で進めている状況である。適切な時期に取組が行えるよう、引き続き補助金の現状把握に努めるとともに、必要に応じて各所属における個別検証を行っていく。
32	3-(5) 外部化の推進	学童保育事業の民間活用	・学校内施設である公立学童保育室を維持しながら、多様な民間学童保育室を確保することで、待機児童の発生の抑制、過密状態の緩和を図り、増加、多様化する市民ニーズに対応できる状態とする。	・民間事業者の活用 ・助成事業の検証 ・民間学童保育室運営事業費の助成 ・民間学童保育室環境整備事業費の助成	・民間事業者の活用 ・助成事業の検証 ・民間学童保育室運営事業費の助成 ・民間学童保育室環境整備事業費の助成	・民間事業者の活用 ・助成事業の検証 ・民間学童保育室運営事業費の助成	・民間学童保育室の開室数 ・市立学童保育室の開室数	30室 62室(臨時開室含む)	37室 60室(臨時開室含む)	44室 61室(臨時開室含む)	・待機児童の発生の抑制と過密状態の解消、多様化する市民ニーズへの対応もできる状態へと取組を進めるため、民間学童保育室の設置促進を図り、民間学童保育室数が増加した。	・引き続き民間学童保育室の設置促進を図るとともに、民間学童保育室の必要数の精査を行う。
33	3-(5) 外部化の推進	市管理街路灯の全灯LED化の推進	・市で管理する街路灯のLED化を推進することで、光熱費(電気代)等の維持管理費の削減	・LED化未実施街路灯(残り約1,000灯のうち約400灯)のLED化改修完了	・LED化未実施街路灯(残り約600灯のうち約500灯)のLED化改修完了	LED化未実施街路灯のうち、改修可能なLED化に取り組むとともに、併せて管理協定締結街路灯の改修を行い、令和7年度をもって市管理街路灯の全灯LED化事業が完了となる。	・市管理街路灯のLED化率 ・街路灯管理数	97.6% 26,264灯	99.6% 26,458灯	99.7% 26,500灯	・平成26年度から大型街路灯(道路照明灯)、平成28年度から中型街路灯、平成30年度からの小型街路灯とリース契約によるLED化を当初の計画どおり取り組めたことで、近年の電気代の高騰による影響があるものの、光熱費(電気代)を始めとした維持管理費の削減をすることができ、一定の効果があつたと評価する。	・令和7年度末をもって市管理街路灯の全灯LED化が完了となり、その後は効果的・効率的な市管理街路灯の管理手法の検討を行う。
34	3-(5) 外部化の推進 3-(1) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的化の推進)	市営駐車場の統廃合の検討	・駐車場については、近年は民間でも同種のサービスが提供されていることから、民間による経営が可能な場合には市営駐車場としては廃止し、民間へ貸付けや売却を行う。	・高槻駅南立体駐車場を含む3駐車場の在り方検討	・高槻駅南立体駐車場を含む3駐車場の在り方検討	・高槻駅南立体駐車場を含む3駐車場の在り方検討 ・次期指定管理者の選定	・市営駐車場の数	3箇所	3箇所	3箇所	・弁天駐車場については、令和3年度中に解体及び健康福祉部への所管替えが完了した。また、施設の老朽化が進んでおり、引き続き利用状況を注視しながら在り方検討を行う。	・市営駐車場3施設について、それぞれの特徴を踏まえ、指定管理者制度の継続だけでなく、様々な管理手法を検討するとともに、公共施設としてあり方の検討を進めていく。 令和8年度から利用料金制に変更する。
35	3-(5) 外部化の推進	ESCO事業での空調・照明機器更新に伴う光熱水費の削減	・市庁舎の空調等の設備更新に当たっては、建物寿命に合致させた計画的な更新スケジュールとして実施するとともに、光熱水費を削減し長期的な機能維持を行う仕組みを構築する。	令和2年度に導入した総合センターに加え、令和5年度から本館でもESCO事業を導入した。	取組終了(財政効果額のみ継続)	—	—	—	—	—	—	—
財政効果額								385,264円	0円	534,435,772円		
財政効果額								63,065,862円	100,631,740円	94,184,200円		
財政効果額								84,673,000円	0円	0円		
財政効果額								10,971,476円	24,516,521円	13,086,453円		
財政効果額								18,091,000円	18,091,000円	18,091,000円		
財政効果額								33,716,224円	34,101,494円	34,000,000円		

取組NO	改革項目	着手事項	目指す姿	取組			取組指標				取組状況への評価・課題	今後の取組方針
				令和5年度(実績)	令和6年度(実績)	令和7年度(見込)	指標	令和5年度(実績)	令和6年度(実績)	令和7年度(見込)		
36	3-(6) 契約の適正化	随意契約の現状把握と検証及び競争入札の拡大	・随意契約はあくまでも例外的に許容されるものであることを踏まえ、地方自治法の定める要件を満たしているのか、あるいは、競争入札に移行すべきかを改めて検証し、適正な公共調達を行う。	・適正な事業の実施に向けて、全庁に取組が浸透するよう研修・相談等を通じて一層の周知に努めた。 ・競争入札については、引き続き競争入札の拡大に向け委託業務の説明会等を通じて周知を図った。	・適正な事業の実施に向けて、全庁に取組が浸透するよう研修・相談等を通して周知を継続した。 ・競争入札については、引き続き競争入札の拡大に向け委託業務の説明会等を通じて周知を図った。	・適正な事業の実施に向けて、全庁に取組が浸透するよう研修・相談等を通して一層の周知に努める。 ・競争入札については、引き続き競争入札の拡大に向け、委託業務の説明会等を通じて一層の周知に努める。	・一般競争入札の導入件数	43件	54件	未定	・一般競争入札の導入件数は増加傾向にあるが、引き続き研修・相談等を通して周知を継続する必要がある。	・引き続き競争入札の拡大に向け、様々な機会を通じ、全庁に周知を図る。
37	3-(6) 契約の適正化	環境に配慮した公共施設における電力調達	・環境に配慮した電力調達方針を作成し、同方針に則り、価格面だけでなく、環境負荷についても配慮した契約を行う。	・高圧受電設備導入施設については、「高槻市環境に配慮した電力調達方針」に則り、再生可能エネルギー電気の割合にも配慮した入札を実施した。	・高圧受電設備導入施設については、「高槻市環境に配慮した電力調達方針」に則り、再生可能エネルギー電気の割合にも配慮した入札を実施した。	・高圧受電設備導入施設については、「高槻市環境に配慮した電力調達方針」に則り、再生可能エネルギー電気の割合にも配慮した入札を実施する。	・環境に配慮した電力調達の施設数	100施設	99施設	100施設	・平成30年度から開始した高圧受電設備導入施設の電力調達入札は価格面における効果だけではなく、「高槻市環境に配慮した電力調達方針」に則ることで温室効果ガス排出量等に一定配慮した事業者選定ができています。	・令和5年2月に閣議決定された「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」においては、仕様書等に調達する電力に占める再生可能エネルギー電気の最低限の割合を明記することとされている。 ・そのため、高圧受電設備導入施設については、引き続き「高槻市環境に配慮した電力調達方針」に則った上で、再生可能エネルギー電気の割合にも配慮した入札を実施する。
財政効果額								約18,000,000円	約148,000,000円	約136,000,000円		
38	4-(1) 水道事業の経営について	水道業務の一部外部化に向けた検討	・水道事業にとってコアな業務を残し、それ以外の業務を委託等により外部化し、安定給水に必要な業務を最小人員で行う組織を作る。 ・水道事業全般について費用対効果も含めた見直しを行い、最適化を検討した上で、引き続き実施していくべき事業については、民間企業のノウハウを最大限活用し、経営を効率化	・新たな外部化の調査・検討	・水道施設運転監視等業務委託に、新たに平日昼間の運転監視業務を追加委託	・新たな外部化の調査・検討	・新たに外部化を行った業務数	0業務	1業務	0業務	・直営で実施していた平日昼間の運転監視業務を外部委託化することにより、減少傾向にある技術職員の効率的な配置が可能となり、業務の将来的な継続性の確保を図れた。	・更なる経営の効率化に向けて、引き続き新たな外部化の調査・検討を進めていく。
	3-(5) 外部化の推進											
39	4-(2) 自動車運送事業の経営について	市の交通施策の在り方検討	・交通ネットワークを維持しながら、バス事業の更なる経営の効率化に向けた取組を継続	・バス事業の持続的な確保に向けた方策の検討	・バス事業の持続的な確保に向けた方策の検討	・バス事業の持続的な確保に向けた方策の検討	・検討委員会の実施回数	0回	0回	未定	・バス事業の持続的な確保に向けて、令和3年度を始期とする「高槻市営バス経営戦略」に基づく各種取組を実施してきた。また、不採算路線の在り方について検討するとともに、地域公共交通の在り方について、最適な交通手段の導入に向けた検討等に取り組む。	・「高槻市営バス経営戦略」に基づく取組を進めており、今後も経営の状況等を注視する。また、不採算路線の在り方について検討を進めるとともに、地域公共交通の在り方について、最適な交通手段の導入に向けた検討等に取り組む。
40	4-(2) 自動車運送事業の経営について	市バス広告収入等の附帯収入の増加	・広告料収入等の市バスの附帯収入を増加させることで、市営バスの経営を強化し、自立経営の徹底を図る。 ・市民や乗客にとって便利で快適なバス停留所施設を整備し、バス待ち環境を改善する。	・市営バス開業70周年を迎える事から、記念グッズを作成し販売した。 ・広告代理店との協議を踏まえて新たな広告媒体を設定するとともに、さらなる広告媒体の設定に向けた協議を継続した。	・カプセルトイの持続性を維持するため、グッズ内容を拡大した。 ・バス停ネーミングライツを新たに1件追加した。	・新規広告媒体の設置に向け、広告代理店や各所管部署と引き続き協議を行う。 ・カプセルトイを持続可能なものとするためのグッズ内容を検討する。	・附帯収入としての計上額	69,040,000円(税抜)	65,569,000円(税抜)	65,224,000円(税抜)	・令和5年度の市営バス70周年記念グッズ販売の影響から大きく収益が減少した。しかし、市の事業PRに係るバス車外広告の継続した活用もあり安定した財源が確保できている状況である。なお、市による事業PRは一過性の面があり継続性に乏しいことから、引き続き幅広く市の事業の広告媒体としての活用をPRするとともに、安定した収入の確保に繋がる取組が必要である。	・民間広告代理店のノウハウの活用や、他の交通事業者の事例研究を通して、新たな広告媒体の設定に引き続き取り組む。また市営バスとしての強みをいかし、市の事業の広告媒体として市営バスをより一層活用してもらうよう、引き続き市との連携を図る。
	2-(1) 新たな財源の創出						財政効果額	20,489,000円	17,018,000円	16,673,000円		
41	4-(2) 自動車運送事業の経営について	生産性向上の取組(ダイヤ、仕業、乗務員の労働条件の見直し)	・民間並みの生産性、経営効率を実現するとともに、安全性やサービス水準を維持向上させる。乗務員の給与水準についても、時間外勤務の削減、昇給幅の見直しなどに取り組み、総人件費の抑制に取り組む。こうした取組により市営バスの経営を強化し、自立経営の徹底を図る。	・フルタイムの会計年度任用職員(*)の任用を行った。(令和6年4月1日付けで新たに運転士8名任用) *職員数 正規職員(再任用職員含む):217人 フルタイム会計年度任用職員:22人 月額制会計年度任用職員:48人 時間額制会計年度任用職員:10人	・自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)の改正(2024年問題)に対応するため、路線、ダイヤ、仕業の一部見直しを実施。 ・改善基準告示の改正により必要な運転士の数が増加したことに対応するため、時間額制会計年度任用職員の任用を行った。(令和6年度中に4名) ・フルタイムの会計年度任用職員の任用を行った。(令和7年4月1日付けで新たに運転士8名任用)	・山間部の路線(樫田・萩谷・川久保)について、市の交通政策担当部署と連携し、ODデータの分析や先進事例の調査、地域住民との対話等により、乗継拠点の整備やデマンドシステム構築など、市民や地域にとって適切な交通手段の導入を検討していく。また、バス運転士の人事給与と制度については、経営状況を注視し、交通部としてふさわしい制度となるよう、今後も検討を行っていく。	・総人件費	2,380,643,000円(税抜)	2,500,445,000円(税抜)	2,528,965,000円(税抜)	・自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告知)の改正(2024年問題)に対応するための運転士の体制整備による人件費の増加に加えて、人事院勧告に基づく更なる人件費の上昇等により人件費が増えたものの、令和7年4月から新たに運転士8名をフルタイム会計年度任用職員として任用し、正規職員と比較して人件費の抑制を図った。	・山間部の路線(樫田・萩谷・川久保)について、市の交通政策担当部署と連携し、ODデータの分析や先進事例の調査、地域住民との対話等により、乗継拠点の整備やデマンドシステム構築など、市民や地域にとって適切な交通手段の導入を検討していく。また、バス運転士の人事給与と制度については、経営状況を注視し、交通部としてふさわしい制度となるよう、今後も検討を行っていく。
42	4-(3) 外郭団体の経営について	外郭団体の今後の方向性についての検討	・利用者サービス向上とともに経費を削減し、より効率的・効果的に外郭団体を経営	・外郭団体が実施する各事業について引き続き調査・研究等を進めた。	・外郭団体が実施する各事業について引き続き調査・研究等を進めた。	・外郭団体が実施する各事業について引き続き調査・研究等を進める。	—	—	—	—	・令和元年度に定めた方針に基づき、令和4年4月に文化振興事業団とみどりスポーツ振興事業団の統廃合を完了した。また、令和3年4月に社会福祉事業団の一部事業について、社会福祉協議会への事業統廃合・移管を行い、令和6年3月に社会福祉事業団を解散した。	・令和元年度に定めた方針に基づく取組は完了したが、引き続き、各事業について、より効率的・効果的な実施となるよう、調査、研究等の取組を進める。
				・外郭団体が実施する各事業について、より効率的・効果的な実施となるよう検討を進めた。	・外郭団体が実施する各事業について、より効率的・効果的な実施となるよう検討を進めた。	・外郭団体が実施する各事業について、より効率的・効果的な実施となるよう検討を進める。	—	—	—	—	・姉妹都市・友好都市と多様な交流を実施することができた。また、コロナ禍の経験を活かし、オンラインを活用して、より効率的・効果的に交流事業を実施できた。	・各事業について、より効率的・効果的な実施となるよう検討を進める。
				・社会福祉事業団の団体解散に向けて調整を進め、令和5年度末に解散した。	社会福祉事業団の清算手続きについて調整を進め、令和6年9月に清算が終了された。	取組終了(財政効果額のみ継続)	—	—	—	—	・令和2年度の整理・検討を踏まえ、令和3年4月1日付けで、社会福祉事業団が実施する一部事業について、社会福祉協議会への事業統廃合・移管を実施したことにより、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制整備を目指す、社会福祉協議会の相談支援体制等の強化につながった。 ・令和5年度末を予定していた社会福祉事業団の団体解散を完了した。	—
財政効果額								約7,000,000円	約650,000,000円	約11,000,000円		